

平成18年5月26日  
18 杉並第 108445号

社団法人日本建築学会  
会長 村上 周三 様

杉並区長 山田 宏



### 三井高井戸運動場クラブハウスの保存に関する要望書について（回答）

日頃、当区の行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
昨年12月26日付けの標記のご要望につきまして、以下のとおりお答えいたします。  
なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご要望のありましたクラブハウスにつきましては、故久米権九郎氏の設計により、昭和11年に建設された歴史ある建物であると理解しております。

区といたしましては、貴学会のご意見をはじめ、この問題をめぐる様々なご意見をふまえ、この間、当該運動場の敷地及びクラブハウスの所有者であり、住宅地への土地利用転換の事業主体でもある三井不動産株式会社と協議を行ってまいりました。

その結果、三井不動産株式会社の協力のもとに、基本的な考え方について合意をいたしました。その趣旨は下記のとおりです。

#### 記

##### 1 建物の保存についての基本的な考え方

当該クラブハウスは、竣工後70年を経過しており、コンクリート部分の劣化をはじめ老朽化が著しいこと、また、クラブハウス及びそれを含む敷地の住宅地への土地利用転換計画の上からも、クラブハウスを現在の位置、形態、用途をそのまで保存するのは困難である。

そこで、あらたに建設する共用棟に躯体の一部を含め、クラブハウスの面影をできるだけ留めるよう工夫をしながら、移設・再生することとする。（資料1）

##### 2 移設・再生の手法

運動場のほぼ中心部の桜のプロムナードと都市計画道路補助第215号線の交差する位置近く（資料2）に建設予定の共用棟の一部に現在のクラブハウス躯体の一部（円形の階段室の窓まわり及び時計文字盤まわり）、クラブハウス建物の構成部材（階段室の手すり、照明器具の一部）、その他（彫刻等）を移設し、再生するものとする。

##### 3 記録の保存

当該クラブハウスの図面や主な改修の経過、利用者の思い出等を記録し保存する。

なお、以上につきましては、基本的な考え方をお示ししたものであり、今後実施するに当たり、変更を余儀なくされる場合のあることを申し添えます。

以上

資料1



資料2

